

令和7年1月30日開会

議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 7 年 1 月 3 0 日 (木)  
午後 0 時 3 0 分開会  
場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

### 1 開 会

### 2 協議事件

(1) 本日の議事日程について

(2) 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例  
及び鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する  
条例施行規程の一部改正について (マイナンバー関係)

(3) 条例及び規則の一部改正について

ア 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例  
の一部改正について (刑法等関係)

イ 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行  
政理組合議会委員会条例の一部改正について

(4) その他

### 3 閉 会

~~~~~

出 席 委 員 (5 名)

委員長	奥岩 浩基	副委員長	米本 隆記
委員	今城 雅子	委員	森岡 俊夫
委員	山路 有		

~~~~~

## 欠 席 委 員 ( 0 名 )

~~~~~

出席議員（1名）

議長 岡田 啓介

~~~~~

**当局出席者**

事務局長 三上 洋 事務局次長兼総務課長 深田 龍

~~~~~

議会担当職員

書記長 瀬尻かおり 書記 近藤 隆

~~~~~

**1 開 会**

**（午後0時30分 開会）**

**○奥岩委員長** それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日は、永井副議長から欠席の届出がありましたので、御報告させていただきます。

~~~~~

2 協議事件

○奥岩委員長 早速ではございますが、日程第2、協議事件に入りたいと思います。

本日の議事日程についてを議題といたします。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 それでは、本日の議事日程について説明させていただきます。資料1の臨時会の全体の日程（案）を御覧いただけますでしょうか。

この議会運営委員会に引き続きまして、午後1時から組合議会臨時会を開会していただきます。

本日の議事でございますが、まず、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告、例月出納検査の結果報告をしていただきます。また、新たに組合副管理者に就任されました小澤副管理者の御紹介をしていただきます。

続きまして、日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、土光

議員と勝部議員を指名していただきたいと思っております。

続いて、日程第2の、会期の決定につきましては、本日1日でお諮りいただきたいと思っております。

次に、日程第3は、議案第11号、令和5年度一般会計の決算認定についてでございます。本件は昨年11月に開催されました組合議会定例会におきまして、継続審査となったものでございます。議会閉会中の12月26日に決算審査特別委員会が開催され、審査をしていただいたものでございますので、渡辺委員長に審査報告をお願いいたします。その後、委員長報告に対する質疑、討論を経まして、議案第11号の採決をしていただきます。

次に、日程第4は、管理者の議案上程でございます。本日は、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題としていただき、管理者の提案理由説明の後、議案質疑を行っていただきますが、議案質疑につきましては、全議員の皆様にお知らせしておりますが、通告はございませんでした。

それから質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第1号及び議案第2号につきましては、議会にお諮りいただいて、予算審査特別委員会へ付託していただくという運びとなります。

ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、まず所管事務調査が予定されております常任委員会を、総務消防、民生環境の順に開催いただき、常任委員会終了後に、予算審査特別委員会を開催していただきたいと思っております。

それから本会議再開後は、予算審査特別委員会の戸田委員長から審査結果の報告をしていただきまして、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、2件の議案を順次採決していただきます。

以上が、本日の臨時会の全日程でございますが、本日は本会議閉会后に、ごみ処理施設等調査特別委員会の開催が予定されております。よろしくをお願いいたします。

○奥岩委員長 ただいま担当から本日の議事日程についての説明ございましたが、何か御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 よろしいですか。別にないようですので、本日の議事日程については、このとおりとさせていただきたいと思っております。

次に、協議事件(2)鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例及び鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について(マイナンバー関係)を議題といたしたいと思っております。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 本日の協議事件で条例、規則については、10月28日と11月27日の議会運営委員会におきまして、委員の皆様それぞれ改正の概要について御協議、御確認をいただきまして、2月21日開催の2月定例会への上程の準備を進めているところでございます。

本日、上程用の資料を提示いたしまして、委員の皆様にご確認いただきまして、2月定例会の追加議案として上程することを考えております。

まず最初に、(2)の組合議会の個人情報の保護に関する条例及び条例施行規程の一部改正についてでございますが、改正の概要につきましては、先ほども言いましたけど11月27日の議会運営委員会におきまして事前に説明させていただいております。

資料としては今回初めて提示させていただいております、条例につきましては資料2-1でございます。こちらは、改正理由と改正内容を記載させていただいております。内容としては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、マイナンバー法が改正されまして、同法の第2条に新たに第8項が新設されたことによりまして、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえた条文の整備を行うために改正するものでございます。次のページはぐっていただきますと、改正前、改正後の条例の対照表をつけておりますので、確認をお願いいたします。

それから条例施行規程のほうにつきましては、資料2-2でございます。こちらは、健康保険証や運転免許証のマイナンバーとの一体化に関する関係法令が改正されたことに伴いまして、所要の整備を行うため改正するものでございます。ページはぐっていただきまして、こちらも改正前と改正後の対照表をつけておりますので御確認いただけたらと思います。いずれも全国市議会議長会から条例(例)が届いております、それに基づいて改正した内容となっております。

参考までに、全国市議会議長会からの改正に関する通知を別紙として添付しておりますので、こちらも御確認をお願いいたします。

この内容でよければ、条例につきましては2月定例会に追加議案として上程させていただきたいと考えております。

それから条例施行規程のほうは、これは議決を必要としないので、まず条例のほうを2月定例会で議決をいただいた後に、併せて議長決裁を経て改正することを考えております。説明は以上でございます。

○奥岩委員長 担当から御説明がございましたが、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「よろしいです」と声あり〕

○奥岩委員長 では、別にないようですので、そのように事務を進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次に、協議事件(3)条例及び規則の一部改正について、ア鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について(刑法等関係)を議題としたいと思います。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 こちらの条例のほうは、10月28日開催の議会運営委員会におきまして改正内容等を説明し、委員の皆様にご確認をさせていただいております。

刑法が一部改正されまして、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴いまして、本条例に違反した者に対して科する刑の種類を改めるために改正するものでございます。

先ほど、まずは個人情報保護条例のマイナンバー関係の改正について説明いたしましたところですが、同じ条例ではありませんけれども、上程する際には、マイナンバー関係と刑法関係の改正を別々の議案として提示させていただいております。こちらは改正の基となる法律、刑法とマイナンバー法になるんですけれども、法律がそれぞれ異なっているために、法制担当と協議の上、個別に分けて上程したほうが改正内容がより分かりやすいということから、このように分けて上程することとしております。以上でございます。

○奥岩委員長 担当から御説明がありましたが、御意見等ございますでしょうか。別にないようですので、では、御報告があったとおり事務を進めさせていただきたいと思っております。

次に、協議事件（3）条例及び規則の一部改正についての、伊鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを議題としたいと思っております。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 こちらも会議規則と委員会条例のほうを、10月28日と11月27日の議会運営委員会において委員の皆様にご確認いただいたものでございます。地方自治法の一部改正につきまして、地方議会に関する手続のオンライン化が一部可能となったこと、及び標準市議会会議規則、委員会条例の一部改正が行われたことにより、改正するものでございます。

なお、組合議会は、米子市議会の会議規則と委員会条例に準じて制定していることもございまして、米子市議会が委員会のオンライン開催に関する条項につきましては、今後協議を進めていくものとして改正されなかったことから、本組合議会も改正しないこととしております。

条例等の改正については以上でございます。2月定例会に追加議案として条例が3件と規則1件の合計4件を上程する予定としております。説明は以上でございます。

○奥岩委員長 担当から説明がありましたが、委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

〔「よろしいです」と声あり〕

○奥岩委員長 では、別にないようですので、そのように事務を進めたいと思っております。よろしく願います。

次に、協議事項（4）その他でございますが、委員の皆様でございますでしょうか。よろしいですかね。議長でございますでしょうか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○奥岩委員長 事務局もよろしいでしょうか。

〔「ございません」と三上事務局長〕

~~~~~

**3 閉 会**

○奥岩委員長 別にないようですので、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後0時41分閉会**

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

奥 岩 浩 基